

薬生食輸発 0517 第 3 号  
令和 3 年 5 月 17 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

フランス産食肉製品の取扱いについて

標記については、令和 3 年 2 月 26 日付け薬生食輸発 0226 第 5 号にて通知しているところですが、

今般、フランス政府より、本事案に係る製品の回収が終了し、原因究明及び再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしくお願いします。